

# 「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

## 1 改定の趣旨

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験から、各種対策の法的な裏付けや、医療機関、ライフライン事業者等の位置づけを明確にすべきなどの議論を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行。

特別措置法及び今回見直された政府行動計画を踏まえ県の行動計画を改定。

## 2 従来の行動計画との主な変更点

- ① 医療の提供、生活関連物資の安定的確保のための協力機関の位置づけを明確にするために、「指定地方公共機関」として指定  
医療機関、医療関係団体、医薬品卸売販売業者、ガス供給事業者、運送関連事業者 等
- ② 予防接種制度における「特定接種」と「住民接種」の位置づけの明確化
  - ・ 「特定接種」の対象者の基本的な考え方
  - ・ 「住民接種」の接種順位の基本的な考え方
- ③ 国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出された際の県の措置

## 3 発生段階毎の主な対策の概要

※ 具体的な対策は、国が出す「基本的対処方針」に基づき実施

### 海外発生期

政府対策本部の設置 → 石川県対策本部の設置

- ① 迅速かつ的確な情報提供
- ② 帰国者・接触者相談センター等の設置
- ③ 検疫への協力・連携
- ④ 帰国者・接触者外来の設置
- ⑤ 特定接種・住民接種の開始

### 国内発生早期 ~ 県内発生早期

- ① 感染者の早期発見と隔離・治療
  - ・ 帰国者・接触者外来の拡大  
(帰国者・接触者相談センター経由)
  - ・ 感染者の入院措置による治療
- ② 県内での感染拡大防止
  - ・ 県民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨
  - ・ 予防接種及び受診の勧奨

### 県内感染期（まん延期）

- ① 医療体制の拡大等
  - ・ 一般の医療機関での診療に拡大
  - ・ 外来は診療所中心、入院は病院中心の体制づくり
- ② 県民生活等の安定の確保
  - ・ 交通手段・物資の確保など

### 緊急事態宣言が出された際の県の措置（内閣総理大臣が区域・期間を指定して公示）

- 不要不急の外出自粛の要請
- 学校、社会福祉施設等の使用制限の要請・指示
- 医療提供体制の確保のための協力要請
- 医薬品等の緊急物資の運送等の要請 等

## 4 今後の予定

パブリックコメント(平成25年12月18日～平成26年1月6日)を実施し、年度内に改定